

## 「ふるさと光の会」会則

(名称)

第1条 本会は、ふるさと光の会と称す。

(目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員相互の交流の促進に関する事
- (2) 会員並びに後進への支援に関する事
- (3) ふるさと光市へのUターンの促進及び支援に関する事
- (4) ふるさと光市の発展に寄与する事

(会員)

第3条 本会は、ふるさとを愛し、発展を祈る光市出身者並びに所縁のある者の有志で、関東地域周辺に在住している者を会員とする。ただし、会員が関東地域周辺から別の地域に転居した場合においても、本人の申し出がない限りは、引き続き会員資格を有するものとする。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 監事 若干人
- (4) 顧問 若干人
- (5) 事務局長 1人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長の選任により、理事を置くことができる。

(役員を選任)

第5条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、事務の執行及び会計を監査する。
- (4) 顧問は、会長の求めに応じ、会の運営、その他について意見を述べる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠又は追加の役員の仕事は、他の役員の仕事の間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(総会)

第8条 本会の総会は毎年1回定例総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

(会費)

第9条 入会金及び会費は、徴収しないものとする。ただし、総会等の参加経費は実費負担とする。

(会則の改正)

第10条 この会則は、総会において、総会出席者の過半数の議決により改正することができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成20年1月11日から施行する。

(役員の仕事の特例)

2 最初の役員の仕事は、第7条の規定にかかわらず、2年を経過した次の総会までとする。

附 則

この会則は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月3日から施行する。

(平成27年7月3日現在)